

大津市デスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適切な維持管理による使用の徹底を図り、公共下水道の機能及び構造を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム デスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生物により処理し、処理水を公共下水道へ排出する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのデスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「性能基準（案）」という。）による製品認証を受け、排水設備の一部として公営企業管理者が認めたもの。
- (2) メーカー システムについて性能基準（案）による製品認証を受けた者。
- (3) 申請者 システムについて大津市下水道条例（昭和43年条例第36号。以下「条例」という。）第5条の規定による確認を受けようとする者。
- (4) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で次に掲げるもの。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸集合建築物の所有者
 - ウ 分譲集合建築物の所有者の代表
 - エ 公営企業管理者が認める者
- (5) 維持管理業者 システムの維持管理を行う業者で、メーカーが指定した者。
- (6) 販売店 システムを販売する者。

(禁止事項)

第3条 デスポーザ単体又はシステム以外のデスポーザの使用は認めないものとする。

(計画の確認申請)

第4条 システムの新設、増設又は改築を行おうとする者は、大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）第6条第1項に規定する排水設備計画確認申請書の提出時に、デスポーザ排水処理システム新設等計画確認申請書（様式第1号）に、別紙に掲げる書類を添えて公営企業管理者に提出しなければならない。

(計画の確認等)

第5条 公営企業管理者は、前条の申請書を受理したときは、速やかに当該計画を確認するものとする。

(使用者の遵守事項等)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システムについて適切な使用及び維持管理を行うこと。
- (2) システムについて維持管理業者と維持管理に係る契約を締結すること。
- (3) 前号の契約に基づき、維持管理業者が実施する保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) システムから排出する汚水の水質検査を年1回以上行い、公営企業管理者から求めがあったときは、速やかにその結果を報告すること。
- (5) 排水処理水質が性能評価値に適合しないときは、速やかに改善すること。
- (6) システムから汚泥等が発生する場合は、使用者の責任で適正に処理すること。
- (7) その他公営企業管理者が行う使用及び維持管理に関する指導に従うこと。

2 公営企業管理者は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合は、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めるものとする。

3 公営企業管理者は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合は、立入検査等の措置を講じるものとする。

4 公営企業管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し、システムの使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(地位の承継)

第7条 システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者（以下この条において「新たな使用者」という。）は、従前の使用者の地位を承継するものとし、その旨を使用者承継届出書（様式第2号）により速やかに公営企業管理者に届け出なければならない。この場合において、従前の使用者は、新たな使用者に対し、前条第1項各号に掲げる事項を遵守するよう説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店の遵守事項)

第8条 メーカー及び販売店は、システムを販売するときは、申請者又は使用者に対し、第6条第1項各号に掲げる事項を遵守するよう説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に廃止した前に大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要

綱（平成16年制定）の規定によりなされたその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に計画の確認申請が提出されるシステムについて適用し、同日前に計画の確認申請が提出されたシステムについては、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙

システム関係書類一覧

- 1 一般事項に関する書類
 - (1) 下水道協会による製品認証書の写し
 - (2) 位置図
 - (3) 建築物配置図
 - (4) 排水設備設計図
- 2 設置設備の仕様書
 - (1) ディスポーザ
 - (2) 排水処理槽（算定根拠を含む。）
- 3 維持管理計画書
 - (1) 維持管理体制
 - (2) 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度
 - (3) 指定維持管理業者一覧
- 4 その他
 - (1) 維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約締結確認書
 - (2) 使用者承継確約書
 - (3) 誓約書
 - (4) その他公営企業管理者が必要と認める書類

システム関係書類補足説明

- [1] 排水設備設計図は、ディスポーザ排水処理システムの設置箇所、給・排水配管系統を示した建築平面図及び建築立面図とする。
- [2] 設置設備の仕様書は、ディスポーザ及び排水処理槽の構造と性能を示す書類のほか、それらの規模を算定した設計書として、次の内容を示したものとする。
- 1 装置の概要
 - (1) システムのフロー
 - (2) 設計概要
 - ア 排水処理槽への流入水質
 - イ 処理槽の水質基準
 - ウ 各単位装置の概要
 - 2 排水処理槽容量の算定
 - (1) 設計条件
 - ア 処理対象人員の算定
 - イ 計画流入水量（日平均の汚水量）の算定
 - (2) 容量計算結果表（各槽毎の必要容量と設計容量との対比）
 - 3 構造図
各装置の平面図及び断面図（処理槽については、フロー図にある各槽の名称及び寸法が記載されているもの）
- [3] 維持管理計画書は、設置者とメーカー、維持管理業者との連絡体制及び保守点検内容等を明記したものとし、保守点検内容等として、システムの保守点検及び処理水の水質検査等の維持管理に係る計画書のほか点検・検査・清掃等の結果を記録する様式なども考えられる。
- [4] 維持管理業務委託契約書（写）は、ディスポーザ器機の点検整備、システムの排水配管内の点検及び清掃、排水処理槽の定期点検・処理水の水質検査・処理槽内に発生した汚泥の引き抜き等、システムの性能確保に必要な維持管理が適切に行われることを確認できる契約書であること。
- [5] 維持管理業務委託契約締結確約書は、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書（写）を提出することを、申請者である建築物に係る開発事業者等が公営企業管理者に確約するものである。
- [6] 使用者承継確約書は、使用者がシステムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位が承継されるものであること及び維持管理に関する諸事項の遵守が求められていることを説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が公営企業管理者に確約するものである。
- [7] 誓約書は、申請者又は使用者に対して適切な使用及び維持管理を誓約させるためのものである。

維持管理業務委託契約締結確約書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所
申請者 氏 名
(電話番号)

下記の建築物に設置する〇〇〇〇システム（大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第2条第1項第1号に規定するシステムをいう。）の維持管理業務委託については、当該システムの申請者と使用者が異なるため、使用者の確定次第、使用者に対し当該システムの維持管理業務委託契約の必要性を説明し、理解を得るよう努め、速やかに使用者と維持管理業者との間で維持管理業務委託契約を締結のうえ、維持管理業務委託契約書（写）を提出させることを確約します。

記

1 建築物の概要（名称、住所、戸数、階数等）

2 設置するシステム

名 称

製品認証番号

メーカー

使用者承継確約書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所
申請者 氏 名
(電話番号)

下記の〇〇〇〇システム（大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第2条第1項第1号に規定するシステムをいう。）を有する建築物の譲渡等を行う場合は、当該譲渡等を受けた使用者に対し、関係法令、条例、規則及び要綱の規定を遵守することはもとより、当該システムの適正な維持管理を行う地位が承継されるものであること、維持管理に関する諸事項の遵守が求められていること及び承継後速やかに使用者承継届出書を提出する必要があることを、当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努めることを確約します。

記

1 建築物の概要（名称、住所、戸数、階数等）

2 設置するシステム

名 称

製品認証番号

メーカー

誓約書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所

申請者又は使用者 氏 名

(電話番号)

〇〇〇〇システム（大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第2条第1項第1号に規定するシステムをいう。）を設置するにあたり、下記に掲げる事項を遵守し、当該システムを適切に使用及び維持管理することを誓約します。

記

- 1 確認申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、当該システムについて適切な使用 及び維持管理を行うこと。
- 2 当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約の写しを公営企業管理者に提出すること。
- 3 当該システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する保守点検に関する記録その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- 4 当該システムの使用及び維持管理に関して大津市企業局が行う指導に従うこと。
- 5 当該システムから排出する汚水の水質検査は、年1回以上実施し、公営企業管理者から求めがあった時は、速やかにその結果を報告すること。
- 6 排水処理水質が性能評価値に適合しないときは、すみやかに改善すること。
- 7 当該システムから汚泥等が発生する場合は、使用者の責任で適正に処理すること。
- 8 ディスポーザ単体又はシステム以外のディスポーザで使用しないこと。
- 9 当該システムを有する建築物の譲渡等を行う場合には、譲渡等を受けた者に対し、当該システムの適切な維持管理を行う地位が承継されるものであることを説明し、理解を得るよう努めること。

様式第1号（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システム新設等計画確認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

住 所

申請者 氏 名

（電話番号 ）

大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第4条の規定により、ディスポーザ排水処理システムの確認を申請します。

設 置 場 所	大津市
使 用 者 名	
建 築 物 の 種 類	戸建住宅・集合住宅（ 戸）事業所・その他（ ）
シ ス テ ム 名 称	
製 品 認 証 番 号	
メ ー カ ー 名	
備 考	

添付書類

(1) 一般事項に関する書類

- ①公益社団法人日本下水道協会による製品認証書（写） ②位置図 ③建築物配置図
④排水設備設計図

(2) 設置設備の仕様書

- ①ディスポーザ ②排水処理槽（算定根拠を含む。）

(3) 維持管理計画書

- ①維持管理体制 ②点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度
③指定維持管理業者一覧

(4) その他

- ①維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約締結確認書
②使用者承継確認書 ③誓約書 ④その他公営企業管理者が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 7 条関係)

使用者承継届出書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所
届出者 氏 名
(電話番号)

次のとおり、ディスポーザ排水処理システムについて従前の使用者から譲り受け、その地位を承継したので、大津市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第 7 条の規定により届け出ます。

設 置 場 所	大津市
建 築 物 の 種 類	戸建住宅・集合住宅 (戸) ・事業所・その他 ()
シ ス テ ム 名 称	
製 品 認 証 番 号	
メ ー カ ー 名	
承 継 の 年 月 日	
従 前 の 使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
承 継 の 理 由	売買・相続・その他 ()